

第2回 三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会 事項書

日時：平成29年9月4日（月）15:00～17:00

場所：三重県勤労者福祉会館5階

三重県職員研修センター第2教室

1 挨拶

2 報告

(1) 第1回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会における主な意見

【資料1】

(2) 高校生意見交流会の主な意見【資料2】

(3) キッズ・モニターアンケート結果【資料3】

3 協議

(1) 三重県いじめ防止条例（仮称）案の概要について【資料4】

(2) その他

4 諸連絡

(1) 次回会議 9月下旬（素案について）

(2) 子どもの声募集（別紙参照）

・アンケート

・いじめの問題に対する意見提案シート

【配付資料】

資料1 第1回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会における主な意見

資料2 高校生意見交流会アンケート

資料3 キッズ・モニター アンケート結果について

資料4 三重県いじめ防止条例（仮称）案の概要について

第 1 回三重県いじめ防止条例(仮称)検討委員会における主な意見

H29.6.28(水) 14:30~1600

1 条例制定の意義や方向性等について

① 「条例がなぜ必要か」「何を盛り込んでいくか(三重県らしさ)」「手続きをどう進めていくのか」が論点となる。

② 国の法律はかなり具体的に作成されており、三重県で条例をつくる意味を考えていきたい。条例を作るならば、三重県として強調する何かがあるが欲しい。

(1 条例の目的・意義 3 いじめ対応の基本理念)

③ 条例制定は賛成。SNSでのいじめなど、いじめの中身が見えにくくなっており、学校だけでいじめをなくしていくには限界がある。条例によって、子どもたちのために教職員が動きやすくなる視点があるとよい。

(3 いじめ対応の基本理念)

④ 学校基本方針を作ったとき、学校や保護者のいじめの認識が高くなった。条例を作ることで社会全体の意識が高まり、自分のものとして考えることができる。条例を制定することは、みんなで、いじめについて考える契機となる。

(1 条例の目的・意義)

⑤ サイバー空間のいじめ相談が多く、どちらが加害者か被害者かわからない

(8 インターネット上のいじめ対策)

⑥ 事案があっても、子どもたちのなかで、いじめと認識していない場合もある。子どもたちにいじめの基本理念について、どのように捉えてもらうかが大切である。

(6 啓発)

⑦ 今まで以上に学校が安全な場所で、子どもたちの命を大切にしているのだという条例になればと思う。

(1 条例の目的・意義 3 いじめ対応の基本理念)

⑧ 三重県子ども条例は素晴らしいものであると思う。その精神を条例作りに生かして欲しい。特に、子どもの主体的な活動に対する支援という観点をに入れて欲しい。

(3 いじめ対応の基本理念)

2 関係者の役割や関係機関との連携について

① 学校は、いじめはあるという前提に立って取り組んでいる。地域・家庭・事業者などが連携を図り、進めることができるものであるといい。また、子どもを主体とした条例を作ることが大切である。

(6 県民及び事業者等)

- ② 学校だけでは当然解決できないこともある。SNSの広がりを含めて、以前よりいじめの中身が見えにくくなるということもある。先生、学校の設置者、PTAの方々、地域の方々が、条例制定により子どもたちのために連携が取りやすくなる位置づけがあるといい。

(5 責務・役割)

- ③ どこまでがいじめであるのか境目がわからない。先生だけでなく、保護者や地域と一緒に見守ることが必要である。

(5 責務・役割)

- ④ 保護者が自分の子どもと話をしっかりすべき。自分の子ども以外も表情等を見て、異常に気付くことは大事。

(5 責務・役割)

3 いじめの把握や実態等について

- ① 認知件数について、保護者会などで再度確認し、教員や子どもの声を丁寧に拾う努力をした結果、認知件数が増加したのではと考える。先生には言えないことでも、スクールカウンセラー等には言える子どももいる。

(4 いじめの認知と早期発見 9 いじめ防止等のための人材確保及び資質向上)

- ② SNS等に関して、保護者が考えるいじめと、子どもたちが考えるいじめとは、違うように感じている。子どもたちはインターネット自体がだめと捉えているが、親としては、インターネット上で相手が嫌がることをやめなければいけないという意識を持っている。

(8 インターネット上のいじめ対策)

- ③ 自分の思いを出せない子どもたちは、どうやっていじめられていることを訴えていくのだろうと考えている。まわりのサポートが必要である。

(6 啓発)

- ④ カウンセリングに来る子どもについては、子どもの状況を把握することができるが、自ら訴えることができない子どもをどう理解していくかが課題である。

- ⑤ 外部のいじめ相談と学校の連携の在り方を考える必要がある。

- ⑥ 虐待もいじめも認知件数が増えるのは、よいと考える。小さな段階で気づいてもらうことは大事

平成29年度「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」29.8.3

高生意見交流会アンケート

○ いじめ防止条例のために、三重県の大人も子どもも守らなければならない法律（ルール）をあなたが作るとしたら、どんな法律（ルール）を作りますか。一番大事だと思うことを、一つ書いてください。（複数でも構いません。）

I 条例への期待や希望

（1）こんな条例にしたい

- ・多くの人が協力して一人の子を作らない法律を作りたいと思う。
- ・守った結果がよくなるように、安心な条例にしてほしい。
- ・安心して過ごせるようなルール。
- ・皆が納得のいくルール。
- ・条例じたいがいじめ防止の抑制力になりすぎるのではなく、あくまでもいじめはいけないという意識の基準となるもの。
- ・何より条例というようなルールでしぼるのではなく皆が自主的に行動できるようにすることが大事だと思う。
- ・法律は難しく分からないが自分の意見をしっかり出せる社会を作っていきたい。

（2）こんな内容はどうか

- ・いじめをしたらペナルティをつけたり、いじめはだめだと言う事を分からせるようにする。
- ・いじめの度によって罰を作る。
- ・いじめについてきちんと知識を得る（基準など）
- ・第三者を含めながら問題を解決する。
- ・軽い気持ちでいじめをしてはいけない。
- ・相談する場を身近に設ける。

II 自分たちでできること

（1）私たちはこう考えます

- ・”いじめをなくしたい”という思いを持つこと。
- ・「十人十色」という言葉のとおり学校の中にもすごく元気な人もいれば中には静かな人がいると思う。静かな人を「なんなん！コイツ」と怒るのではなく、一人一人の個性（カラー、色）を大切にして、受けて入れていけばイジメは必ずなくなる。
- ・「まず受け入れる」ということを大事にしたい。どんな意見や相手の話もひとまず受け入れていきたい。
- ・意見を聞くということはとても大切なことだと思った。結局言葉にしないと伝わらないことはた

くさんあるのだと思った。

- ・行動する勇気が大事だと思う。いじめられる子をかばったり、反撃する勇気が必要だと思う。やっぱりみんながコミュニケーションとることがいいと思う。
- ・なるべく生徒の間で解決することが大切だと思った。
- ・思いやりの心を忘れずに人それぞれの意志や人格を尊重しよう。
- ・人の嫌がることをしないということが一番大事。
- ・立場を逆転させて考えた時に自分の行動が人権を侵害していないか確認することが大事だと思う。
- ・互いに尊重しあい互いの事を知る事が必要。
- ・何かする前に一度立ち止まる→自分がされた時の事を考える。
- ・いじめられる人の気持ちを考えて、いじめる人の気持ちも考えること。

(2) 私たちは行動します

- ・いじめをみつけたら、そのままにせず自分または他の誰かに言って行動する。勇気を持って行動する。
- ・困っている人がいたら助ける（一言声をかける）
- ・話しやすい関係づくりを！！
- ・少しでも辛いなと思ったら、すぐに人に相談する。
- ・安心できるカウンセラーに相談する。
- ・いじめを見つけてしまった場合は専用のホットライン等に電話したりする。
- ・いじめを見ていながら見ぬフリをしている第三者が勇気を出すこと！！
- ・まちがっていると思ったら、勇気をふりしぼって言う、同じ事を思っている人は必ずいる！
- ・一日五分程度クラスの人で、2人で話す時間をつくる。
- ・人とのコミュニケーションを大切にす。1人である子にも積極的に声をかける。
- ・挨拶を大切にす。「困っている人への声かけ」の呼びかけをもっと大きくする！！
- ・お互いの事をおもいやる。行動の前にその行動が正しいかどうか考える。
- ・自分のされていやなことは人にもしない。
- ・互いを尊重し合う。
- ・皆が幸せになる行動をとろう。

Ⅲ 大人や学校、行政機関等に望むこと

- ・大人は社会にでて大人げないことはしない。
- ・いじめに気付く大人が必要。
- ・大人が知らないふり、見ないふりをしないでほしい。権力やお金の力に負けないでほしい。
- ・見ている人がいじめを先生に言った時に手助けする事。先生が率先して見つける。
- ・子供たちが安心して暮らせる環境をつくる。
- ・いくら僕たちが考えてもつくるのは結局大人なので、そこに生徒と大人の意見の違いが生まれてしまう。それが一番心配。今と昔ではやはり違うので、慎重に考えて頂ければ嬉しい。
- ・意見を発言する場をインターネットなどでも良いから設置する。

キッズ・モニター アンケート結果について

三重県いじめ防止条例（仮称）の中にいじめの問題に関する子どもたちの考えや思いを反映させ、子どもの立場に立った条例を作りたいと考え、アンケートを実施しました。

1 対象者数 538人 回答者数 248人 回答率 46.1%

2 アンケート期間 平成29年8月3日から21日まで

3 アンケート結果

(1) あなたの年代はどれですか。

①小学生	70人 (28.2%)
②中学生	83人 (33.5%)
③高校生	95人 (38.3%)

(2) あなたはこれまでいじめを受けたことはありますか。

①ある	55人 (22.2%)
②ない	193人 (77.8%)

(3) あなたはこれまでいじめをしたことはありますか。

①ある	23人 (9.3%)
②ない	225人 (90.7%)

(4) いじめはどんな理由があっても絶対にいけないと思いますか。

①そう思う	194人 (78.2%)
②どちらかといえば、そう思う	42人 (16.9%)
③どちらかといえば、そう思わない	3人 (1.2%)
④そう思わない	0人 (0.0%)
⑤わからない	9人 (3.6%)

(5) あなたの身の回りで起こったいじめを、自分で解決できたまたは友達といっしょに解決できたなどの経験はありますか。(あなた自身がいじめられた、友達がいじめられた、あなた自身が友達をいじめた等の経験から教えてください。)【一つ選ぶ】

「ない」を選んだ方は、(7)へ進んでください。

①ある	25人 (10.1%)
②ない	223人 (89.9%)

(6) いじめを解決した経験について

- (5) で「ある」を選んだ方にお聞きします。その時、あなたは、いじめをどのように解決しましたか。その時の状況（※自分がいじめられた、友達がいじめられた、自分がいじめた）も含めて一番記憶に残っている経験を1つ書いてください。

主な回答

- ・担任の先生に相談した。
- ・母親に相談し、先生に話してもらった。
- ・親と先生に話をし、相手の親と話し合いをした。
- ・じっくり話し合った。
- ・クラスで話し合いをした。
- ・毅然とした態度で屈しなかった。
- ・友達が「今の言い方は良くないよ。」と言って、助けてくれた。
- ・友達と一緒に、いじめられていた子に話しかけて、常に一緒にいるようにした。

(7) いじめをなくす方法について【複数回答】

いじめをなくすには、どうしたらよいと思いますか？あなたの考えに近いものを全て選んでください。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ①自分自身がぜったいにいじめをしない | 194人(78.2%) |
| ②いじめをなくす授業や話し合いをたくさんする | 104人(41.9%) |
| ③学校のルールやきまり(法律)を作る | 76人(30.6%) |
| ④いじめをした人は罰を受けるようにする | 67人(27.0%) |
| ⑤いじめはいけないと周りの人に訴える
(ポスター、標語など) | 68人(27.4%) |
| ⑥その他 | 19人(7.7%) |

主な回答

- ・いじめている人を見たら止めに入る。
- ・壁などにいじめポスターをたくさん掲示する。
- ・いじめが起こる環境を作らない。
- ・相手の身になって考える教育をする。
- ・個人面談をする。

(8) いじめをなくすために自分でできることについて【複数回答】

いじめを見かけたときにあなたは何かができますか。

あてはまるものを全て選んでください。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| ①いじめを見かけたら、誰かに相談する
(先生、家族、友達など) | 205人(82.7%) |
| ②いじめを見かけたらとめる(注意する) | 98人(39.5%) |
| ③いじめを見つけたらクラスなどで、すぐに話し合う | 52人(21.0%) |
| ④いじめ相談などに電話する | 40人(16.1%) |
| ⑤その他 | 11人(4.4%) |

主な回答

- ・相談にのってあげる。
- ・警察に相談する。
- ・いじめられている子に話しかける。

(9) 大人に協力してほしいことについて【複数回答】

いじめをなくすために大人に協力してほしいことは何ですか。

あてはまるものを全て選んでください。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ①子どもの様子をいつも見てほしい | 128人(51.6%) |
| ②子どもの話をしっかり聞いてほしい | 172人(69.4%) |
| ③大人から子どもたちへ積極的に声をかけてほしい | 94人(37.9%) |
| ④いじめに気づいてほしい | 162人(65.3%) |
| ⑤いじめを見かけたらきちんと指導してほしい | 151人(60.9%) |
| ⑥大人もいじめをしないでほしい | 121人(48.8%) |
| ⑦その他 | 7人(2.8%) |

(誰に、どんな形で協力してほしいか書いてください。)

主な回答

- ・いじめを知っていても怖くて伝えられない人もいるので、アンケートを定期的にとってほしい。
- ・いじめをさせない環境を作ってほしい。

いじめ防止条例（仮称）案の概要

	森田教授意見	条例検討委員意見	子どもの意見、視点			条例（案）の考え方と概要
			高校生交流会 (H29. 8)	キッズモニター (H29. 8)	小中学生アンケート (H28. 7)	
1 条例の目的・意義	<ul style="list-style-type: none"> 条例は県民の意識化に有効 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が安全な場所で、子どもたちの命を大切にすることが重要 				<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにし、社会全体でいじめのない快適な社会をつくる
2 いじめの定義	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止法はいじめの定義が広いのは、法の最終目的が「児童の尊厳保持」であり、社会通念上や深刻な苦痛では人により捉え方に広狭が出るため いじめの取組のスタートラインは気づきで、いじめの概念に基づくためいじめの定義が大切 法律のいじめの概念は人により異なる捉え方を標準化したもの いじめの定義は条例にいれるべき 	<ul style="list-style-type: none"> SNS等に関して、保護者が考えるいじめと、子どもたちが考えるいじめとが違う 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの基準などの知識を得る 			<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策のスタートラインは「いじめの気づき」であり、法律に規定するいじめの定義と同様のものを条例でも規定し、三重県が取り組む「いじめ」の対象を明確にする
3 いじめ対応の基本理念	<p>(人間性の尊重)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめへの対応」というと、トラブル解消、ねじれ修復などの発想になりがちだが、根底には社会での存在、人としての人間性の尊重という理念がありそれに向かう営みであることを念頭に置く必要がある <p>(いじめ対応の一般化)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの経験がある者9割、いじめられた経験のある者9割の実態においては、特定の子どものみならず対応策だけでは限界 <p>(社会を挙げての取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> だからこそ、学校だけでなく社会を挙げて取り組む問題として捉えなおすことが必要 子ども社会だけでなく、大人も含む社会の意識の成熟につなげることが大切 <p>(快適な社会づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめに取り組むことは、社会挙げての取組を通じ、心豊かで安全・安心で「快適な社会」を如何につくるかという国民的な課題 	<ul style="list-style-type: none"> 国の法律はかなり具体的であり、三重県で条例をつくる意味を考え、本県の課題解決につながる内容とした SNSでのいじめなど、いじめの中身が見えにくくなっており、学校だけでいじめをなくしていくには限界 子ども一人ひとりが人として大切にされるという三重県子ども条例を参考にし、主体的な子どもたちの活動に対する支援が必要 	<p>(多様性の尊重)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人ひとりの個性、カラーを大切に受け入れる 相手の意見、話を聞き、まずは受け入れる 互いを尊重し互いを知る 自分の意見を出せる社会 			<ul style="list-style-type: none"> いじめを生まない土壌として、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切にする「多様性を尊重する」社会を目指す いじめは特定の人の問題ではなく、誰にでもいつでも起こりうるものであり、子どもだけの問題ではないとの共通認識を図る 学校だけでなく、家庭、地域、事業所それぞれがいじめ防止に主体的に行動し、「子どもを徹底して守り通す」ため、社会を挙げて取り組む いじめ対策に社会を挙げて取り組み、みんなが「心豊かで安全・安心で快適に生活できる」社会を目指す
4 いじめの認知と早期発見	<p>(いじめの認知)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法が求める定義に沿っていじめを捉える方向へ社会の認識を改めることが必要 認知件数の増加は学校、家庭、地域の感性と気づきの力の高まりであり、学校の意識が進んだ結果 	<ul style="list-style-type: none"> 外部のいじめ相談と学校の連携の在り方を考えることが必要 虐待もいじめも認知件数が増えるのはよいことであり、小さな段階で気づくことは大事 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者を含め問題を解決 相談の場を身近に設定 なるべく生徒の間で解決 			<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策はいじめに「気づく」ことから始まるのであり、学校、家庭、地域が感度と意識を高めて、いじめの早期発見に取り組む

	森田教授意見	条例検討委員意見	子どもの意見、視点			条例（案）の考え方と概要
			高校生交流会 (H29. 8)	キッズモニター (H29. 8)	小中学生アンケート (H28. 7)	
5 責務・役割						
① 県の責務			・子どもが安心して暮らせる環境づくり			・県は、基本理念にのっとり、国、市町、学校、その他関係機関と連携協力し、本県の状況に即した施策を策定し、実施する
② 学校設置者の役割						・学校の設置者は、基本理念にのっとり、国、県その他の関係者と連携協力し、当該地域の状況に即した施策を策定し、実施するよう努める
③ 学校・教職員の役割	<p>(組織的対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめが見えにくく、誰にでも、どこでも起きる状況下では個々の教職員の資質・能力に頼った対応では限界があり、組織的な体制構築が不可欠 徹底した組織的対応によるリスクコントロールが不可欠な時代 組織が機能するには協働性、同僚性、気働きが大切 <p>(家庭、地域との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめが起きたときだけでなく、学校や家庭、地域での日常生活と人間関係に染み込む取組が重要 日常の教育課程全般でいじめ防止のプログラムを内在化させ、学んだことを行動に移すことが重要 いじめ防止の取組は、学校だけでなく、子ども、保護者、地域の側も参画し声を反映させることが大切 学校基本方針も具体目標を掲げ年間計画を立て、地域や保護者に関わってもらうことが大切 	・子どもの主体的な活動に対する支援という観点が必要	<ul style="list-style-type: none"> 先生に相談したら助けしてほしい 先生が率先して見つける 	<p>(いじめをなくす方法)</p> <p>絶対にしない (78%)</p> <p>いじめをなくす授業や話し合い (42%)</p> <p>学校でのルール設定 (31%)</p>	<p>《小学生》</p> <p>加害者を注意し叱って (15%)</p> <p>話を聞き相談に乗って (13%)</p> <p>一人ひとりを良く見て (6%)</p> <p>休み時間も教室にいて (4%)</p> <p>見て見ぬふりをしない (3%)</p> <p>《中学生》</p> <p>一人ひとりを良く見て (14%)</p> <p>話を聞き相談に乗って (12%)</p> <p>加害者を注意し叱って (8%)</p> <p>休み時間も見回りして (4%)</p> <p>見て見ぬふりをしない (3%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民その他関係者と連携し、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的に考え、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切にできる態度が育まれる環境を整えるなど、学校全体でいじめの未然防止に取り組む 学校及び教職員は、その言動が児童生徒に大きな影響があるとの認識のもと、児童生徒一人ひとりの理解を深め、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する いじめに対応する際は、教職員間の情報の共有、協力体制の構築を行い、校長のリーダーシップのもと組織的に対応する
④ 保護者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 自分の子がいじめていることを知っている保護者は 5%程度、いじめられていることを知っている保護者は 3割程度 	・保護者が自分の子どもと話をしっかりすべき、自分の子ども以外も表情等を見て、異常に気付くことは大事	<ul style="list-style-type: none"> 大人が知らないふり、見ないふりをしない 	<p>(大人への期待)</p> <p>子どもの話を聞く (69%)</p> <p>いじめに気付いて (65%)</p> <p>いじめに指導を (61%)</p> <p>子どもの様子を見て (52%)</p> <p>大人もいじめないで (49%)</p> <p>子どもに声掛けを (38%)</p>	<p>《小学生》</p> <p>話を聞き相談に乗って (20%)</p> <p>学校のことを聞いて (7%)</p> <p>いじめをしない教育を (5%)</p> <p>《中学生》</p> <p>話を聞き相談に乗って (19%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、子どもの話を聞き、その様子を見守り、いじめを行うことがないよう、規範意識や多様性を尊重する意識を養うための指導を行うよう、努めるものとする
⑤ 子どもの役割	<ul style="list-style-type: none"> 脱傍観者対策の一つとして、子どもたちのコミュニケーションの中心となっている SNS を媒体とした相談ツールは有効 		<ul style="list-style-type: none"> ルールで縛るのではなく自主的な行動を 行動する勇気が大事 いじめを見つけたらそのままにしない すぐに相談 	<p>(いじめを見たら)</p> <p>先生、家族、友人に相談 (83%)</p> <p>注意する (40%)</p> <p>クラスで話し合う (21%)</p> <p>いじめ相談に電話 (16%)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない 児童生徒は、いじめを見かけたら、教職員や家族などに相談するなど、当事者として主体的に行動するよう努めるものとする
⑥ 県民及び事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 「チームとしての学校」という体制を築き、校外の人々、関係機関等と連携・協働し、徹底した組織的対応が不可欠 	・家庭、地域、事業者などの連携が必要				<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの地域において児童等が安心して過ごせる環境づくりに努める ○いじめを発見した場合は、情報を共有するよう努める ○事業者は、主体的にいじめの早期発見・早期対応に努める

	森田教授意見	条例検討委員意見	子どもの意見、視点			条例（案）の考え方と概要
			高校生交流会 (H29. 8)	キッズモニター (H29. 8)	小中学生アンケート (H28. 7)	
6 啓発	<ul style="list-style-type: none"> 啓発、周知を徹底しないといじめの認識、対応もバラバラになる 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのなかで、いじめと認識していない場合もある 子どもたちにいじめの対応の基本理念について、周知することが大切 		いじめはいけないことを啓発（27%）		<ul style="list-style-type: none"> 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめの相談制度などについて、啓発する
7 いじめ防止の基本方針（県方針及び学校方針）	<p>（学校いじめ防止基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校基本方針」は実情に応じて作成し、子どもや保護者に対して周知することが不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> 学校基本方針を定めた時に学校や保護者の意識が高くなった 				<ul style="list-style-type: none"> 県は、いじめ防止対策推進法をふまえていじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進するための県いじめ防止基本方針を定める。（法では努力義務） 学校は、県いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実態に応じた方針を定めるとともに、児童生徒、保護者等へ周知する
8 インターネット上のいじめ対策		<ul style="list-style-type: none"> サイバー空間のいじめ相談が多く、どちらが加害者か被害者かわからない SNSでのいじめなど、いじめの中身が見えにくくなっており、学校だけでいじめをなくしていくには限界（再掲） 				<ul style="list-style-type: none"> 県及び県教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する体制の整備 ②大学及び事業者と連携を図り、調査研究を行う ③児童生徒に対し、インターネットを通じて行われるいじめの防止に資する教育の充実及び保護者等に対する啓発をする
9 いじめ防止等のための人材確保及び資質向上		<ul style="list-style-type: none"> 先生には言えないことでもスクールカウンセラー等には言える場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> いじめにあったら、安心できるカウンセラーに相談する 			<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者及び学校の求めに応じて派遣される者の確保をする 県教育委員会は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を行う
10 いじめ防止の調査研究						<ul style="list-style-type: none"> 県は大学、専門業者等と連携し、いじめ防止及び早期発見のための方策その他必要な事項について研究を行う